滋賀県版環境影響評価技術ガイドについて

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1. 目的

事業者が環境影響評価を円滑に実施するに当たっては、留意すべき具体的事項についてとり まとめられた技術的なガイドが必要である。

国では、環境影響評価法に基づく環境影響評価の技術手法をとりまとめた「環境影響に関する技術ガイド」(以下「技術ガイド」という。)を作成している。

県では、滋賀県環境影響評価条例(以下「条例という」。)に基づく環境影響評価の技術面についてとりまとめた「滋賀県における環境影響評価の手引きー条例版ー」(以下「手引き」という。)を平成13年に県の監修、社団法人滋賀県環境アセスメント協会の編集により発行している。

国の「技術ガイド」は改訂版が発行されたところであるが、県の「手引き」は発行以降改訂されておらず、制度改正や新たな技術が反映されていないことから、今般、県において「滋賀県版環境影響評価技術ガイド(以下「滋賀県版ガイド」という。)を作成する。

2. 滋賀県版ガイドの作成方針

「技術ガイド」および「手引き」を参考に、以下の観点に留意して作成する。

- (1) 制度改正の反映(配慮書制度導入、環境要素に放射性物質の追加)
- (2) 最新の調査・予測技術の反映
- (3) 最新の情報の反映(関係法令、参考資料)
- (4) 事例の紹介(参考事例、環境保全措置、事後調査)
- (5) 技術ガイドの活用

国が発行した「技術ガイド」の改訂版を確認し、そこに記載されている内容については該 当箇所を示す。

3. 滋賀県版ガイドの全体構成

「技術ガイド」の構成(改訂後5冊で構成)を踏まえ、「滋賀県版ガイド」も分冊構成とする。 <分冊構成案>

- · 総論、配慮書分野
- ・ 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷、放射性物質分野→大気、水質、土壌、廃棄物、温室効果ガス、放射線の量
- ・ 生物多様性・自然との触れ合い分野
 - →動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場
- 歴史的遺産分野
 - →文化財、伝承文化
- 環境保全措置、事後調査分野

4. 滋賀県版の各ガイドの構成

- (1) 総論、配慮書分野
 - ① 趣旨
 - ② 手続概要

滋賀県環境影響評価条例の手続の流れ(一覧表)を掲載

- ③ 配慮書関係
- (2) 各環境要素の分野

環境要素ごとの調査、予測および評価の手法等を、技術指針別表第1に掲げる環境要素の 区分ごとに記載

- ① 調査、予測および評価の手法、評価の考え方、環境保全措置の例
 - ・法と同種の環境要素に関する記述については「技術ガイド」の該当箇所を示す。
 - ・条例独自の環境要素(気象、電波障害、文化財、伝承文化)に関する調査、予測および評価の手法、評価の考え方、環境保全措置の例を記載
 - ・滋賀県独自の内容(水象、水質等の環境要素における琵琶湖の湖流等)については、 当該部分をとりまとめて記載
- ② 先進手法(県独自のもの)
 - ・評価書記載の調査、予測および評価の手法から先進手法を紹介
- ③ 参考事例、知事意見および知事意見に対する事業者の見解
- ④ 関係窓口、関係法令、参考文献
- (3) 環境保全措置、事後調查分野

条例施行以降の14事例の紹介(評価書終了10事例、準備書提出前に廃止、中断4事例)

- ① 事例概要 事例一覧表(対象とした環境要素掲載)等
- ② 環境保全措置 評価書終了事例の環境保全措置一覧表等
- ③ 事後調査 評価書終了事例の事後調査計画、結果、追加の環境保全措置等

5. 今回の作業

歴史的遺産分(文化財、伝承文化)を作成

6. 今後の予定

歴史的遺産分野については、次回審査会において最終案へのご意見を伺い、事務局でとりま とめる。

その他の分野については、国が発行している「技術ガイド」の改訂版を参考に事務局で案を 作成し、順次審査会でご意見を伺う。

滋賀県版環境影響評価技術ガイドの作成についての 前回審査会(H29.2.24)意見に対する対応

◎文化財

番号	意 見	対 応
1	文化財そのものの改変は文化財保護法で守られているが、文 化財の周辺地域 (バッファーゾーン) が問題。文化財保護でブ ラックボックスになっている文化財の周辺環境やアクセスの 部分を、環境影響評価の中で手厚くしてほしい。	全体
2	前回の環境影響評価の手引きに比べて、前文が簡略化されている。もっと滋賀県の地名や名産な具体名を入れて、滋賀県らしさを出すほうが良い。 滋賀県として文化財を重要視していることが事業者に伝わるよう工夫してほしい。	(p.1) 前文
3	前文で、事業者が調査して、何も存在しないことを明らかに すれば、項目選定しなくてよいということが分かるように「文 化財が存在しない場合および未知のものも存在しない場合を 除き」とする。	(p.1) 前文
4	文化財担当部局は、文化財そのものについては精通しているが、自然系の文化財に及ぼす環境影響までは分からないこともある。景観や水質、動物や植物でも網掛けをして、二重にチェックすることが重要。	(p.1) 前文
5	動植物に関わる記念物については、別の分冊(生物多様性分野)で記載されることになると思うので、そちらを参照できるようにする。 また、その分冊を作るときには、文化財指定された動植物が含まれる場合は今回の文化財の部分を参照できるようにしておく必要がある。	(p.1) 前文
6	「未指定の有形文化財」はどのように評価するのか。市町の 文化財保護課が一番状況を知っているので、調査手法の中に、 専門部署との連携をうたうことが大切。	(p.2) 1. 調査 (2)ア ※伝承文化にも追加。 (p.20) 1. 調査 (2)ア
7	調査手法で a b c と書くと、その中から選んでやるように理解されてしまうので、全て必要であることを明記する。	(p.2) 1. 調査 (2)ア ※伝承文化にも追加。 (p.20) 1. 調査 (2)ア
8	「文化財所管部局と連携して」との言葉が目立つが、それ以外の部局とも連携、相談しながら影響が及ぶ地点を適切に調査できるようにすると良い。	(p.1) 前文 (p.3) 1. 調査 (3)ア (p.5) 1. 調査 (4) (p.8) 4. 環境保全措置

番号	意見	対 応
	調査地域を考えるときに「近接して存在する」ということだ	•
	けでは、範囲が狭くなる可能性がある。離れた場所に対しても	(p.4) 1. 調査 (3)イ
	影響が及ぶかもしれないという観点、流域という観点を持つこ	
9	とが重要。 「にはナストは限され、	
	「近接するとは限らない、影響を及ぼす可能性のある範囲」 を考慮できるような書き方にする。あるいは、「担当部局と協	
	議の上、調査範囲を設定する」と書く。	
	外から対象物を見るという視点だけでなく、中から見る風景	(p.4) 1. 調査 (3)ア③
	や借景も重要。大きな文化財については、調査範囲を県が示す	(p.4) 1. 調査 (3)イ
10	という方法もあると思う。	(p.7) 2. 予測 (1)ウ
10		(p.7) 2. 予測 (3)
		(p.8) 4. 環境保全措置
	アクセスルートだけでなく、様々な事業による影響という観	(p.5) 図
	点でとらえられるよう、図を工夫する。	(p.0) 🖂
11		※伝承文化にも追加。
		(p.22) 図
12	調査期間について、「それぞれの特性を踏まえた時期」と書	(p.6) 1. 調査 (5)
	く方が良い。	

◎伝承文化

番号	質問・意見の概要	回 答
1	伝承文化の具体例が文化財の表と比べて抽象的。前文と表に	(p.19) 前文
	分かりやすい表現で示す。	※表には示さない。
2	地域の住民が大切にしている場所などを調査してもらえるような	(p.19) 前文
	記述を追加する。	
3	災害があったことを県や当事者が把握していないと、災害伝	(p.20) 1. 調査 (1)
	承はあっという間に途切れてしまう。「伝説、言い伝え」の具	
	体例として災害伝承を追加する。	
4	調査すべきことにおいて、主体として担い手を把握すること	(p.21) 1. 調査 (2)ウ
	を表に追加する。	
5	環境保全措置において、自然物であっても、工事で必要なところ	(p.25) 4. 環境保全措置
	以外は最大限残せるところは残し、現状変更を最小限にすることが	
	大切。「必要以上に自然に手をつけない」ということを書いてはどう	※文化財にも追加。
	か。	(p.8) 4.環境保全措置